

令和7年度 三木町国民健康保険税について(お知らせ)



1 令和7年度国民健康保険税(保険税)の改正について

税制改正(令和6年4月1日施行の地方税法施行令)により、軽減判定所得と課税限度額について見直しを行いました

(1) 軽減措置の対象となる軽減判定所得の見直し

軽減措置の対象となる世帯の範囲が拡大され、軽減割合が5割と2割の区分について以下のとおり変更となりますなお、軽減についての詳細は「3 軽減・減免」をご参照ください。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を 30.5万円(改正前:29.5万円)に引上げ
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を 56万円(改正前:54.5万円)に引上げ

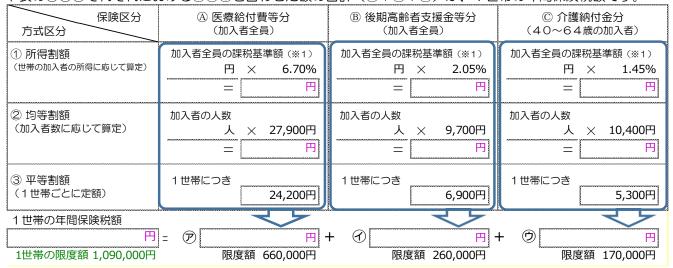
(2) 課税限度額(上限額) の引上げ

医療給付費等分に係る課税限度額を66万円(改正前:65万円)に、後期高齢者支援金糖分に係る課税限度額を26万円(改正前:24万円)に引上げ

そのほかの課税限度額について、変更はありません。詳細は「2 保険税額」をご参照ください

2 保険税額の計算方法

下表の④⑧②それぞれにおける①②③を合わせた額の合計(②+①+②)が、1世帯の年間保険税額です。



※1 課税標準額

- 1							
	前年の合計所得金額により基礎控除額は異なります。						
	合計所得金額	基礎控除額					
	2,400万円 以	下	43万円				
	2,400万円 を越え 2,450万円 以	下	29万円				
	2,450万円 を越え 2,500万円 以	下	15万円				
	2,500万円 を越えている		0万円				

課税基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得等(所得ごとの収入金額から必要経費等を引いた額の合計金額)から基礎控除額(左表参照)を引いた額です(雑損控除や医療費控除等の各種控除はありません。)。総所得金額には分離課税所得として申告した株式譲渡所得(特定口座・源泉あり)や土地・家屋等の譲渡所得等も含みます(ただし、居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失以外は、総合課税所得との損益通算はできません。また、上場株式等に係る譲渡損失には繰越控除等の特例があるほか、分離課税等の上場株式等に係る配当所得からの繰越控除の特例があります。)。

※2 介護納付金分について

加入者のうち、年度中に 40 歳・65 歳を迎える人の算定は以下(1)及び(2)のとおりです

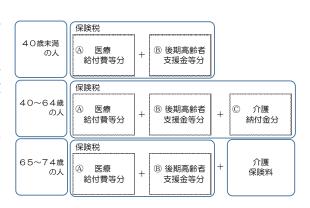
(1) 40歳を迎える人

誕生月(1日生まれの人は誕生日の前月)から介護納付金分がかかります。年齢到達月又はその翌日に介護納付金分を加算して納税通知書を送付します。

(2) 65歳を迎える人

誕生月からは介護保険料を徴収しますので保険税の介護納付金分はかからなくなります。

あらかじめ誕生月の前月分(1日生まれの人は誕生月の前々月分)までの介護納付金分を月割計算して通知しています。



3 軽減・減免

(1) 所得が一定基準以下の世帯への軽減(申請不要)

世帯の前年中所得が下記の基準以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得(※3)								
7割	基礎控除額43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1								
5割	基礎控除額43万円+30.5万円×被保険者数(※5)+10万円×(給与所得者等の数(※4)-1								
2割	基礎控除額43万円+56万円×被保険者数(※5) +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1								

- ※3 軽減判定所得とは、世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計額です。 ただし、専従者給与は事業所得に繰り戻した額(専従者控除適用前)で、譲渡所得は租税特別措置法等で定められた特別控除の控除前の額で、それぞれ軽減判定されます。また、当該年度の初日の属する年の1月1日時点で65歳以上の人は、公的年金所得から最大15万円を控除します。(課税標準額とは異なります)。
- ※4 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける人。
- ※5 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人を含む。

(2)後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減(申請不要)

世帯内の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険加入者が世帯内で1人となった場合は、医療給付費等分と後期高齢者支援金等分の平等割額がその月から5年間2分の1となり、その後3年間は4分の3となります。

(3) 旧被扶養者への減免(要申請)

75歳になる人が、職場の健康保険(被用者保険)から後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者(65~74歳までの人)が新たに国民健康保険に加入する場合は、所得割額が当分の間免除され、均等割額が2年間、2分の1に減額されます。また、旧被扶養者のみで構成される世帯には、平等割額も2年間、2分の1に減額されます。

(4) 非自発的失業者 (倒産や解雇・雇い止め等による離職者) への軽減(要申告)

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的失業により国民健康保険に加入した場合、65歳未満(離職日時点)で失業給付を受ける人については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割額を算定します。

対象者: 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」 である人。

(5) 子ども (未就学児) に係る軽減 (申請不要)

全世帯の未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割額が5割軽減されます。なお、上記「3(1)所得が一定基準以下の世帯への軽減」が適用されている世帯は軽減後の均等割額が5割軽減されます。

(6) 産前産後期間に係る減額(要申告)

その年度の納める保険税の所得割額と均等割額より、出産予定月(または出産月)の前月から4か月相当分(多胎妊娠の場合6か月相当分)が減額されます。



<u>所得の申告をお願いします。</u>

国民健康保険加入者とその世帯主は、前年中(1~12月)の収入がなかった年度も申告が必要です。申告をしていないと、保険税の正しい計算ができません。上記「3 軽減・減免」もできなくなります。「収入がない人」や「遺族年金や障害年金等の非課税対象の収入のみの人」で、まだ申告をしていない(所得が確定していない)人は、本人確認書類と収入がわかる書類を持参し申告してください(所得税の申告をした人は住民税の申告は省略できますが、所得税の申告をする必要がない人は住民税の申告をしてください。)。

4 保険税の納付方法

(1) 特別徴収

特別徴収とは、公的年金の保険者が町に代わり徴収する方法です。次の要件を全て満たす世帯主は、公的年金から特別徴収されます。ただし、75歳になる年度は特別調整ができません。普通徴収になります。

- ① 世帯主が、国民健康保険に加入している。
- ② 世帯主の介護保険料が、特別徴収対象年金から特別徴収されている。
- ③ 世帯内の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満である。
- ④ 世帯主の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収対象年金定期支給額の2分の1を超えない。

◎ 特別徴収から□座振替に変更する場合

口座振替登録を行い、特別徴収中止の申出が必要です。

金融機関に提出した口座振替依頼書の控え・本人確認書類を持参し、役場税務課に申出書を提出してください。 特別徴収の中止には、申出から3~4か月かかるため、次回の年金支給日に間に合わない場合があります。 また、滞納がある場合は申出できません。

(2) 普通徴収

普通徴収の方法には、納付書での納付と口座振替の2つがあります。 「4(1)特別徴収」の要件に該当しない場合は、すべてこの方法で 徴収されます。



◎ 納期一覧表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
随時期	随時期	随時期	過2	過去の年度に遡って税額の変更がある場合については随時期							随時期

それぞれ月末を納期限(第1期~8期は口座振替日)としています。納期限が、休日その他政令で定める日の時は、その翌日が納期限になります。

① 納付書による方法



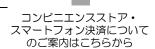
■納付書 (イメージ)

同封の納付書により、

役場・金融機関・コンビニエンスストア及び スマートフォン決済アプリ等で納付してください。 詳しい納付場所は、納付書裏面を御覧ください。

納付の際は納期限と期別を御確認ください。





② 口座振替による方法

<口座振替の登録がある場合>

納税通知書に口座情報を記載しています。納期限に指定口座から振替されますので、新たな手続きは不要です。

く新たに□座振替する場合>

「三木町税口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入のうえ、下記の取扱金融機関でお手続きください。 依頼書は取扱金融機関、三木町役場に備えつけています。

なお、口座振替開始時期は、金融機関での手続きが完了した月の翌月 以降に到来する、最初の納期分から開始(変更・廃止)されます。

◎ 注意事項

- 世帯主が変更になった場合は、口座振替ができなくなります。
- ・随時期分(通常の納期 1~8 期でない場合)は、口座振替できません。
- 預金残高不足等で口座振替ができなかった場合には、未納通知書を送付しますので、役場・金融機関等でお支払い(※6)ください。
- ※6 再振替・コンビニエンスストアでの納付およびスマートフォン決済はできません。

取扱金融機関

百十四銀行

香川県農業協同組合

香川銀行

高松信用金庫

中国銀行

ゆうちょ銀行(郵便局)

国保税の口座振替新規登録 キャンペーンをしています! 詳しくは香川県まで!



よくある質問 (納税通知書の到着後2週間程度は、窓口や電話が大変混み合います。あらかじめ御了承ください。)

Q1 国民健康保険に加入していないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか。

主に3つの場合が考えられます。

① 同世帯に加入者がいる場合

保険税は、同世帯の被保険者分を含め、世帯主に納税義務があります。

② 被用者保険の加入手続はしたが、国民健康保険をやめる手続をしていない場合 就職先で被用者保険に加入手続をしたら、扶養家族として加入した場合も含めて、国民健康保険の脱退手続が必要です。

③ 社会保険に加入する手続きをしている場合

6月末までに手続きをした人は「4月」から「社会保険に加入した月の前月」までの分を請求しています。7月中に手続きをした人は、4月から翌年3月までの1年分を請求していますので、窓口納付の場合は同封の納付書でひとまず第1期分のみ納付してください。その後、8月中旬に加入月数に合わせて減額した変更通知を送付しますので、その内容をご確認ください。

Q2 ずっと特別徴収(年金天引き)だったのに、納税通知書に納付書が添付されているのはなぜですか。

主に2つの理由が考えられます。

- ① 今年度中(4月から翌年3月まで)に75歳になる世帯主(納税義務者)は、後期高齢者医療制度へ移行するために、納付方法が特別徴収(年金天引き)から普通徴収(納付書での納付または口座振替)に変更となります。
- ② 昨年度、保険税額が減額となり、2月に特別徴収(年金天引き)されなかった人は、今年度の保険税の一部が普通徴収(納付書での納付または口座振替)になる場合があります。

Q3 届出を遅らせた分だけ保険税は安くなりますか。

国民健康保険は、届出をした日ではなく異動のあった日(他市町村から転入した日や他の健康保険を脱退した日等)まで遡って加入となります。そのため保険税も加入月まで遡って課されます。

届出が遅れるほど、未納期間の保険税を一度にまとめて納付いただくこととなります。

Q4 期限までに納付したのに、再度、通知書(納付書)が送られてきたのはなぜですか。

「所得変更があった場合、資格異動があった場合、年齢が40歳に到達した場合」等の理由により、納付額に変更があったことを再計算して通知しています。再計算前後で「納期ごとの額」を比較し年額を確認してください。

Q5 保険税を、個人ごとに請求できませんか。

保険税は個人課税でなく世帯課税のため、納税通知書を加入者ごとに分けることはできません。

Q6 口座振替にしたのに、引き落とされない場合があるのですか。

口座振替が利用できるのは、7月〜翌年2月(通常期:第1〜8期)です。他の月(随時期:3〜6月)は納付書での納付となります。

Q7 退職・離職したのに、保険税が高いのはなぜですか。

保険税は、前年(1~12月)の所得で算定します。

そのため、現在収入がなくても、均等割額や平等割額に加え所得割額がかかることがあります。

なお、離職の理由によっては、軽減を受けられることがあります(2ページ3(4)参照のこと。)。

Q8 納税通知書(納付書)は、いつ届きますか。

公的年金からの特別徴収対象者(年金天引きの人)には、年額の一部を仮徴収通知書として毎年3月下旬に送付しています。

また、全ての納税義務者(年金天引きの人も含む)に、年額の通知書を毎年7月上旬に送付しています。

【問合せ先】

三木町役場 税 務 課(087-891-3305) 国民健康保険税の課税や納付に関すること

住民健康課(087-891-3303) 国民健康保険の被保険者資格や給付に関すること